

令和2年7月20日

市立各小・中学校保護者の皆様

厚木市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に対応した今後の市立小・中学校における教育活動
について

新型コロナウイルス感染症への対応として、感染防止対策を最優先とした上での様々な制限がある中、保護者の皆様の御理解と御協力により、各学校における教育活動を進めることが出来ておりますことに、心より感謝申し上げます。

今後の教育活動等につきましても、引き続き感染防止対策を最優先としつつ、次のとおりの方針で進めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、各学校の取組に対しまして、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本方針につきましては、今後の感染状況により変更する場合もございますので、御理解くださるよう、重ねてお願いいたします。

1 本年度の実施が予定されていた授業時間の確保について

(1) 基本的な考え方

- 年度当初に予定していた学習内容については、出来る限り授業時間を確保して、全ての単元について取り扱うこととします。
- 授業の実施の際には、児童・生徒の過重な負担とならないように、各学校の実態や児童・生徒の発達段階を考慮して進めてまいります。

(2) 授業時間数確保のための市立小・中学校共通の取組

- 冬休みの期間を、令和2年12月26日(土)～令和3年1月5日(火)までとし、2学期は令和2年12月25日(金)まで、3学期は令和3年1月6日(水)からといたします。
- 振替休業日のない土曜授業は市立小・中学校統一での設定はいたしません。
(ただし、内容や効果等を考慮して各学校の判断により実施できることといたします。)

2 修学旅行等宿泊的行事について

(1) 基本的な考え方

- 文部科学省からの通達に基づき、長時間の移動や集団で宿泊することによる感染リスクについて、県内や旅行先の感染状況を見極め、感染防止策を十分に講じた上で、各学校の判断により実施できることといたします。

(2) 実施の際の確認事項

- 実施する場合には、感染防止対策を含めた実施計画について、児童・生徒だけでなく保護者の方にも必ず説明を行い、保護者の方及び児童・生徒本人から参加の同意を確認させていただくことといたします。
- 感染に対する不安から参加しない(できない)児童・生徒がその後の学校生活で不都合を感じる事が決してないよう、該当する児童・生徒本人への指導・支援だけでなく、周囲の児童・生徒への指導を、保護者の方と連携しながら十分に行うことといたします。

3 運動会・体育大会及び文化祭等について

(1) 基本的な考え方

- 運動会・体育大会や文化祭等の行事は、同じ空間で活動する人数が通常の授業よりも大幅に多くなることを考慮し、内容の精選や十分な感染防止策を十分に講じた上で、各学校の判断により実施できることといたします。

(2) 実施の際の確認事項

- 児童・生徒の活動における感染防止策だけでなく、不特定多数の方（保護者や地域の方々）が出入りすることによる感染リスクを避ける措置※を必ず取ることとし、例年通りの対応では十分に対策を行うことが難しいと考える場合には、児童・生徒以外の方々の出入りに関して、時間や対象等を制限することも検討させていただきます。

※「感染リスクを避ける措置」とは、マスクの着用や手指の消毒など各個人に実施していただくことに加え、入場前の検温、定期的な換気や設備の消毒などの管理に関することを含みます。

4 遠足・校外学習等

(1) 基本的な考え方

- 文部科学省からの通達に基づき、長時間の移動による感染防止策を十分に講じた上で、各学校の判断により実施できることといたします。

(2) 実施の際の確認事項

- 感染防止対策を含めた実施計画については、児童・生徒だけでなく保護者の方にも必ず説明を行い、参加に際しては保護者の方及び児童・生徒本人の同意を確認させていただくことといたします。

担当	教育委員会の対応全般に関すること	教育総務課	225-2600
	体調、保健面での心配に関すること	学務課	225-2651
	学習指導等に関すること	教育指導課	225-2660